

用語

日本語：学校環境衛生基準 英語：Standard for school environment and hygiene

【定義】

学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第六条第一項の規定に基づき定められた学校における環境衛生管理のための基準。平成21年文部科学省告示第60号。平成21年3月31日に公布，平成21年4月1日から施行。本解説では主に空気環境中の揮発性の有機化合物に関する部分を取り上げる。

【説明】

学校環境衛生基準は，第1～第5までの5つの基準からなる。第1は教室等の環境に係る学校環境衛生基準，第2は飲料水等の水質及び施設・設備に係る学校環境衛生基準，第3は学校の清潔，ネズミ，衛生害虫等及び教室等の備品に係る学校環境衛生基準，第4は水泳プールに係る学校環境衛生基準，第5は日常における環境衛生に係る学校環境衛生基準である。第1教室等の環境に係る学校環境衛生基準では換気，保温，採光，照明，騒音等の教室等の環境の基準が示されており，その中の一項目として揮発性有機化合物（ホルムアルデヒド，トルエン，パラジクロロベンゼン，エチルベンゼン，スチレンの5物質）の基準値が設定されている（表1）。なお，この基準値は厚生労働省において定められた室内濃度指針値と同じ値が採用されている。平成31年1月に厚生労働省の通知「室内空气中化学物質の室内濃度指針値について」において，キシレンの指針値が870 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ から200 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ に改定されたことを受け，学校衛生基準も同様に令和2年に一部改正（令和2年4月1日施行）され，キシレンの基準値が870 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ から200 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ へと変更された。

表1 学校環境衛生基準における揮発性有機化合物の基準値

化学物質名	単位 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	単位 (ppm)
ホルムアルデヒド	100	0.08
トルエン	260	0.07
キシレン*	200	0.05
エチルベンゼン	3800	0.88
スチレン	220	0.05
パラジクロロベンゼン	240	0.04

※令和2年4月1日に改正

【解説者】石坂 閣啓 所属：一般社団法人 全国健康・省エネ住宅普及振興機構（JAHRA）